

改正

昭和34年12月25日条例第35号
昭和36年4月1日条例第18号
昭和38年3月29日条例第10号
昭和40年6月25日条例第37号
昭和40年12月28日条例第42号
昭和41年12月28日条例第30号
昭和43年3月1日条例第13号
昭和43年6月1日条例第41号
昭和44年3月22日条例第6号
昭和45年4月1日条例第22号
昭和46年2月23日条例第7号
昭和48年3月2日条例第12号
昭和51年3月29日条例第2号
昭和51年3月29日条例第7号
昭和55年4月1日条例第25号
昭和56年3月31日条例第12号
昭和59年4月1日条例第18号
平成元年4月7日条例第27号
平成3年3月26日条例第18号
平成4年3月27日条例第15号
平成7年3月28日条例第26号
平成8年3月29日条例第13号
平成9年3月31日条例第55号
平成10年3月30日条例第24号
平成12年3月31日条例第91号
平成12年12月18日条例第107号
平成13年3月26日条例第37号

平成15年 3月27日 条例第34号
平成21年 3月26日 条例第17号
平成25年 3月25日 条例第47号
平成26年 3月25日 条例第36号
平成31年 3月22日 条例第26号
令和元年 6月28日 条例第14号
令和元年 9月13日 条例第101号
令和 3年12月10日 条例第78号

旭川市水道事業等給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第18条）
- 第4章 料金，手数料及び負担金（第19条—第29条）
- 第5章 管理（第30条—第35条）
- 第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）
- 第7章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は，本市の水道事業及び簡易水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担，その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第3条 給水装置工事（修繕を除く。第34条第1号において同じ。）をしようとする者は，あらかじめ水道事業管理者（以下「管理者」という。）の定めるところにより，管理者に申し込み，その承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し，又は変更しようとするときも，同様とする。

(新設等の費用負担)

第4条 給水装置工事に要する費用は、当該工事をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第5条 給水装置工事は、管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「給水工事指定店」という。）が施行する。

2 前項の規定により給水工事指定店が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、管理者の定めるところにより、工事完了後速やかに、その旨を管理者に届け出て、その工事検査を受けなければならない。ただし、修繕に係る工事については、この限りでない。

3 給水工事指定店は、給水装置の修繕に係る工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更に係る工事を除く。）を施行したときは、管理者の定めるところにより、工事完了後速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、特に必要と認めた場合は、管理者が施行することができる。

5 前項の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第6条から第10条まで 削除

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他、特別の事由により給水上必要があると認めるときは、給水装置に変更を加える工事を施行することができる。

2 前項の工事を施行する場合には、当該給水装置の所有者の承認を必要としない。

第3章 給水

(給水の申込)

第12条 水道を使用するとき又は閉せん中のものを再開しようとするときは、あらかじめ管理者の定めるところにより管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(計量制の原則)

第13条 給水量は水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

2 メーター設置の位置は管理者が定める。

(メーターの貸与)

第14条 管理者の設置するメーターは、水道の使用者又は給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第15条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道使用者等（第2号の場合にあつては、変更後の所有者を含む。）は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があつたとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火せんの使用)

第16条 私設消火せんは、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火せんを消防の演習に使用するとき、管理者の指定する職員の立会を受けなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

第17条 水道使用者等は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置について常に善良なる管理をし、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等においてその責を負うものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第18条 管理者は、給水装置の機能又は給水する水の水質について、水道使用者等から請求があつたときは検査を行い、その結果を水道使用者等に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、管理者が別に定める検査費を徴収する。

第4章 料金、手数料及び負担金

(料金の支払義務)

第19条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第20条 料金は、第1号の表に規定する基本料金と第2号の表に規定する従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金（1月につき）
50ミリメートル以下	860円
75ミリメートル及び100ミリメートル	1,320円
150ミリメートル	2,700円
200ミリメートル	3,270円
250ミリメートル	6,340円

備考 臨時用については、メーターの口径に応じた基本料金に4,000円を加算する。

(2) 従量料金

用途	使用水量 (1月につき)	従量料金
一般用（家事用）	1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	41円
	8立方メートルを超える分は1立方メートルにつき	166円
一般用（家事用以外）及び臨時用	1立方メートルから8立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	41円
	8立方メートルを超え20立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	166円
	20立方メートルを超え50立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	204円
	50立方メートルを超え200立方メートルまでの分は1立方メートルにつき	245円
	200立方メートルを超える分は1立方メートルにつき	257円

(料金の算定)

第21条 料金は、毎月又は隔月の定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、隔月にメーターの点検を行なったときは、各月分の使用水量は均等とみなして算定する。

2 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前項に規定する定例日以外の日メーターの点検を行なうことができる。

3 管理者は、第1項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、6月以内において管理者が定める期間にわたってメーターの点検を行なうことができる。

4 前項の場合において、管理者は、あらかじめその使用水量を推定し、料金を算定することができる。この場合、次のメーターの点検においてこれを精算するものとする。

(使用水量及び用途の認定)

第22条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定することができる。

- (1) メーターに異状があつたとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 積雪又は特別の事由のためメーターの点検ができないとき。
- (5) メーターの機能が満たされないとき。

(特別な場合における料金の算定)

第23条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの基本料金は次のとおりとする。

- (1) 使用日数が15日を超えないときは、2分の1
- (2) 使用日数が15日を超えたときは、1月分

2 月の中途においてそのメーターの口径又は用途（以下「用途等」という。）に変更があつたときは、その使用日数の多い用途等を適用する。この場合において、使用日数が同じときはそれぞれの用途等により日割により計算する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第24条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第25条 料金は、納入通知書による払込み、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。

第26条 削除

(手数料)

第27条 管理者は、法第16条の2第1項の指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新をするときは、指定又は指定の更新を受ける者から手数料として10,000円を指定又は指定の更新の際徴収する。

2 管理者は、第5条第2項の設計審査及び工事検査をするときは、申込者から次の表に規定する手数料を申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

工事の内容		手数料（メーター1個につき）
新設工事	メーターの口径が40ミリメートル以上	22,700円
	メーターの口径が40ミリメートル未満	14,500円
改造工事		7,000円
簡易な改造工事		2,000円

(負担金)

第27条の2 管理者は、次に掲げる事業及びその地区において給水装置を新設しようとする者から負担金として240,000円に100分の110を乗じて得た額を第3条の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた者からは、申込み後徴収することができる。

(1) 水道事業

- ア 東鷹栖7線から14線までの一部
- イ 江丹別町嵐山及び共和の一部
- ウ 神居町富沢、富岡及び雨紛の一部
- エ 東旭川町桜岡、東桜岡、倉沼、豊田及び日ノ出の一部

(2) 簡易水道事業

- ア 神居町神居古潭、豊里及び西丘の一部

イ 江丹別町中園，共和，芳野，清水，西里，拓北，富原及び中央の一部

(料金，手数料，負担金及び過料の督促)

第28条 料金，手数料，負担金及び過料を滞納したときは，管理者は期限を指定して督促しなければならない。

(料金，手数料及び負担金の減免)

第29条 管理者は公益上その他特別の理由があると認めるときは，この条例によつて納付しなければならない料金，手数料及び負担金を減免することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 管理者は，水道の管理上必要があると認めるときは，給水装置を検査し，水道使用者等に対し，適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 管理者は，水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは，その者の給水契約の申込みを拒み，又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は，水の供給を受ける者の給水装置が給水工事指定店の施行した給水装置工事に係るものでないときは，その者の給水契約の申込みを拒み，又はその者に対する給水を停止することができる。ただし，当該工事が法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき，又は当該給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していることを確認したときは，この限りでない。

(給水の停止)

第32条 管理者は，次の各号のいずれかに該当するときは，水道の使用者に対し，その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が第19条の料金，第27条の手数料又は第27条の2の負担金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が水道の使用をやめたと認められるとき。
- (3) 水道の使用者が正当の理由がなく第21条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み，又は妨げたとき。

(4) 給水せんを汚染のおそれのある器物、又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(5) その他この条例の規定による警告、或は指示を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき。

(過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

(1) 第3条の承認を受けずに給水装置工事をした者

(2) 正当な理由がなく第21条の使用水量の計量、第30条の検査、又は第32条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第17条第1項の給水装置の管理を著しく怠つた者

(4) 第20条の料金、第27条の手数料又は第27条の2の負担金の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

第35条 市長は、詐欺その他不正行為によつて料金、手数料又は負担金の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責任)

第36条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報を提供するものとする。

(設置者の責任)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、第34条及び第35条に定めるものを除き、別に管理者がこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旭川市給水条例の廃止)

- 2 旭川市給水条例（昭和26年旭川市条例第16号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(処分及び手続に関する経過措置)

- 3 この条例施行前に旧条例によつてなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

(指定水道工事業者)

- 4 この条例施行の際、現に旧条例第9条第1項ただし書の規定に基き市に登録されている指定水道工事業者は、この条例第5条第1項のただし書の規定による指定水道工事業者とみなす。

附 則（昭和34年12月25日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和34年10月12日から適用する。

附 則（昭和36年4月1日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月分の水道料金から適用する。
- 2 この条例施行後、最初の使用量点検時までには第22条第1項第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料金の概算額の精算は、使用水量が認定水量をこえた場合にあつては改正前の条例の規定により、使用水量が基本水量をこえ、認定水量未満の場合にあつては、この条例による改正後の条例の規定による。

附 則（昭和38年3月29日条例第10号）

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年6月25日条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年7月分の水道料金から適用する。

- 2 この条例施行後、最初の使用量点検時までに第22条第1項第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料金の概算額の精算は、使用水量が認定水量をこえた場合にあつては改正前の条例の規定により、使用水量が基本水量をこえ認定水量未満の場合にあつてはこの条例による改正後の条例の規定による。

附 則（昭和40年12月28日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年12月28日条例第30号）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月1日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和43年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に、神楽町簡易水道条例（昭和34年神楽町条例第11号）及び神楽簡易水道組合水道条例（昭和33年神楽簡易水道組合条例第12号）の規定によりなされた処分その他の手続きは、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和43年6月1日条例第41号）

この条例は、昭和43年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月22日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和44年4月分の水道料金から適用する。
- 2 この条例施行後、最初の使用量点検時までに第22条第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料金の概算額の精算は、使用水量が認定水量をこえた場合にあつては改正前の条例の規定により、使用水量が基本水量をこえ認定水量未満の場合にあつては、この条例による改正後の条例の規定による。

附 則（昭和45年4月1日条例第22号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年2月23日条例第7号）

この条例は、昭和46年3月2日から施行する。

附 則（昭和48年3月2日条例第12号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月分の水道料金から適用する。

- 2 この条例施行後、最初の使用量点検時までに第22条第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料の概算額の精算は、使用水量が認定水量をこえた場合にあつては、この条例による改正前の旭川市水道事業等給水条例の規定により、使用水量が基本水量をこえ認定水量未満の場合にあつてはこの条例による改正後の旭川市水道事業給水条例の規定による。

附 則（昭和51年3月29日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月分の料金から適用する。
- 2 この条例施行後、最初の使用水量点検時までに第22条第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料の概算額の精算は、使用水量が認定水量を超えた場合にあつては、この条例による改正前の旭川市水道事業給水条例の規定により、使用水量が基本水量を超え認定水量未満の場合にあつては、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例の規定による。

附 則（昭和51年3月29日条例第7号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 改正後の旭川市公法上の収入徴収に関する条例第5条、旭川市道路占用料条例第4条の2及び旭川市水道事業給水条例第28条の規定は、昭和51年度分のそれぞれの督促手数料から適用し、昭和50年度分までのそれぞれの督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年4月1日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年4月1日から同年4月30日までの間に点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合における昭和55年5月1日から同年5月31日までの間に点検した使用水量の2分の1の量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例施行後、最初の使用水量点検時までに第22条第4号の規定により認定し、徴収した認定使用料の概算額の精算は、使用水量が認定水量を超えた場合にあつては、この条例による改正前の旭川市水道事業給水条例の規定により、使用水量が基本水量を超え認定水量未満の場合にあつては、改正後の条例の規定による。

附 則（昭和56年3月31日条例第12号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第18号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

- 2 昭和59年4月1日から同年4月30日までの間に点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合における昭和59年5月1日から同年5月31日までの間に点検した使用水量の2分の1の量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月7日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
（工事費に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に行われた給水装置工事の施行の申込みに係る工事費について適用し、施行日前に行われた給水装置の施行の申込みに係る工事費については、なお従前の例による。

（料金に関する経過措置）

- 3 前回点検した日が平成元年4月1日前であって、平成元年4月30日までに点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により算定する場合において同年5月31日までに点検した使用水量に係る料金については、改正後の条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月26日条例第18号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
（料金に関する経過措置）
- 2 平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から同年4月30日までの間に点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合における平成4年5月1日から同年5月31日までの間に点検した使用水量の2分の1の量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例（以下「改正後の条例」という。）第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（手数料に関する経過措置）

- 3 改正後の条例第27条の規定は、施行日以後に行われた給水装置工事の施行の申込みに係る手数料について適用し、施行日前に行われた給水装置の施行の申込みに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月28日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 前回点検した日が平成7年4月1日前であって、同年4月30日までに点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合において同年5月31日までに点検した使用水量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月29日条例第13号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

（料金に関する経過措置）

- 2 前回点検した日が平成9年10月1日前であって、同年10月31日までに点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合において同年11月30日までに点検した使用水量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月30日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市水道事業給水条例第5条第1項の指定を受けている者であって、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条の規定により法第16条の2第1項の指定を受けたとみなされている者を、同項の規定により管理者が指定する場合については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第27条第1項の規定を適用しない。

附 則（平成12年 3 月31日条例第91号）

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年12月18日条例第107号）

この条例は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月26日条例第37号）

この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成15年 3 月27日条例第34号）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第31条の規定は、平成14年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成21年 3 月26日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日条例第47号）

この条例は、平成25年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月25日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
（料金に関する経過措置）
- 2 平成26年 4 月 1 日前から引き続き使用している場合における、同日から同月30日までの間に点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合において同年 5 月 1 日から同月31日までの間に点検した使用水量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業給水条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月22日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第20条第1項の改正規定及び第27条の2の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分に限る。）は、平成31年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年旭川市条例第25号）による廃止前の旭川市簡易水道条例（平成8年旭川市条例第16号）の規定に基づき市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に同条例の規定に基づき市長に対してなされた届出その他の行為は、この条例による改正後の旭川市水道事業等給水条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定に基づき水道事業管理者がした処分その他の行為又は水道事業管理者に対してなされた届出その他の行為とみなす。

3 平成31年10月1日前から引き続き使用している場合における、同日から同月31日までの間に点検した使用水量に係る料金及び隔月点検方法により料金を算定する場合において同年11月1日から同月30日までの間に点検した使用水量に係る料金については、改正後の条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例第101号）

この条例は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の旭川市下水道条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月10日条例第78号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 前回点検した日が令和4年7月1日前であって、同年8月31日までに点検した使用水量に係る料金については、この条例による改正後の旭川市水道事業等給水条例第20条及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。